

表-1 各種申請書類の解説と過去事例の比較		
	今回事例（2016年8月 橋）	過去事例（事例は出展参照）
Request for Waiver of one or both exams		License での申請となるため、Waiver Request を作成、提出。Administrative Review の対象にならなかったことから、提出不要だったのかもしれない。
Verification of Examinations 及び Verification of Current License	-	④Form EB-38 は使用せず、NCEES License/Exam Verification の website( <a href="https://verify.ncees.org/">https://verify.ncees.org/</a> ) から、新たに登録申請する州と PE ライセンスを保有している州を選択し、Online で申込み。Payment Options のプリントアウトと Money Order を同封して OBEELS (Oregon Board of Examiners for Engineering & Land Surveying) に EMS で郵送。

出典：（過去事例）①2016年1月 深津氏（JSPE Magazine 2016.04）、②2015年5月 横山氏（JSPE Magazine 2015.06）、③2014年8月 西牧氏（JSPE Magazine 2016.01）、④2014年8月 小杉氏（JSPE Magazine 2016.04）、⑤2013年10月 大波多氏（JSPE Magazine 2015.01）、⑥2010年10月 阿部氏（JSPE Magazine 2011.01）

## 4.4

会員番号： PE-0256 村松晃次  
 専門分野： 建築構造設計  
 保有資格： PE Civil (Delaware 州)  
 一級建築士, 構造設計一級建築士  
 PE 登録： 2016年8月10日



私は、ゼネコンにて建物の構造設計業務に携わっております。FE/PE 試験を東京で受験し、日本から Delaware 州に PE 登録申請を行いました。PE 登録までの経験をご紹介します。

## I. PE 取得の動機

勤務先の社外研修制度を利用して、米国の設計事務所に 1 年間勤務する機会がありました。その事務所では、ほぼすべてのエンジニアが PE（もしくは Structural Engineer (SE)）を保持しており、私も PE を取得したいと強く思いました。現在の業務では PE ライセンスが必要ではありませんが、米国での経験や学んだことを形として残せること、また、PE の更新制度は将来の自己研鑽にも繋がると思い、登録に挑戦しました。

## II. 登録先の選定理由

Delaware 州への PE 登録の申請手続きは、ほぼ全てが DAPE (Delaware Association of Professional Engineer) の website 上で完結し、質問に対するレスポンスもとても早いからです。また、社内に Delaware 州での PE 登録者がおり、登録までのスケジュール感や流れが把握できたことも、Delaware 州を選んだ大きな理由でした。

## III. PE 登録までの経緯

2010 年 10 月 FE 受験（東京）→ 合格

2011 年 3 月 米国の設計事務所に勤務（California 州）

2012 年 3 月 日本に帰国、国内および海外プロジェクトの構造設計業務に従事

2013 年 4 月 PE [Civil Structural] 受験（東京）→ 合格（この後、PE 登録が滞る。）

2016 年 1 月 登録への社内圧力の高まりもあり、今年こそは PE 登録を行うと決意

2016 年 4 月 DAPE の website に DAPE account を開設

2016 年 4 月 NCEES の Credentials Evaluation を申込み

2016 年 6 月 DAPE への PE 登録申請書類の提出完了

2016 年 8 月 PE 登録申請が認められたとの連絡を受け、seal を登録して続き完了

## IV. PE 登録について

### *(1) Application*

PE 登録に必要な要件は、DAPE の website の左上にある[Professional Engineer]の中の[How to apply]に概要が記載されています。また、website にある“Delaware Professional Engineer’s Act”の§2817 も参照してください。

PE 登録申請には website に DAPE Account を開く必要があります。登録申請手続きは、ほぼ全て Account 上で行えます。申請手数料（\$100）と登録費（\$50/2 年）も Account 経由でカード払いができ、大変便利です。

### *(2) Examination*

DAPE Account 上の登録申請書類に、FE 試験の受験地と日時を記入する欄があり、“Japan”を選択しました。申請書類には PE 試験に関して記入する欄がなかったのですが、登録申請書類を提出後、

NCEES の My NCEES に記録されている FE/PE 試験結果を外部から確認できるリンク先を DAPE に e-mail にて連絡したところ、試験結果を確認したとの返信をもらいました。

### (3) Education - Credentials Evaluation (NCEES)

DAPE は、海外の大学卒業者に NCEES による validation を要求しています。私は、日本の大学および大学院を卒業しているので、NCEES の Credentials Evaluation を受けました。必要書類（学位証明書、成績証明書、シラバス；すべて英文）は、大学から直接 NCEES に送付するように指示されましたが、大学には英文シラバスはなく、翻訳したシラバスを大学として認めることはできない、また、学位証明書と成績証明書以外を送付することは大学のルールとしてできない、とのことでした。（過去にも同様の問合せがあり、同じ対応をとったそうです。）そこで、自分で英訳したシラバスについて翻訳会社でネイティブチェックを受け、翻訳会社から英文シラバスとネイティブチェックの記録を NCEES に送付しました。NCEES の担当者には状況を e-mail にて説明しました。

Credentials Evaluation を無事受けることはできたのですが、Math/Science の分野で 4 単位が不足しているとの評価となり、“Not Equivalent”（ABET 基準と同等ではない）との判定でした。ただ、non-ABET の学位であっても、8 年の実務経験があれば Delaware 州での PE 登録申請が可能であるので、判定結果を NCEES から DAPE に直接送付し、Education の要件をクリアしました。

### (4) Experience

私は申請時点で 16 年の実務経験がありましたので、2000 年～2010 年の日本での経験、2011 年の米国での経験、2012 年～現在まで、の 3 つの期間に分けて Experience を記載しました。それぞれの期間の経験について、Supervisor による verification が必要となります。Supervisor の資格要件はありませんが、米国での経験は米国設計事務所の上司（California 州の SE）、日本での経験は職場の上司（構造設計一級建築士）に経歴の証明をしていただきました。登録申請書類の提出後、私の経験や PE としての適格性に関する質問書が Supervisor 宛に e-mail で送付され、所見を記入後、Supervisor から DAPE に e-mail にて直接送付するシステムでした。なお、Supervisor の質問書への回答状況も DAPE Account にて確認できます。

### (5) Reference

Delaware 州の場合、Reference については、3 名の PE を含む 5 名以上かつ、(4)の Supervisor に名前が挙がっていない、という要件があります。米国設計事務所の同僚（SE）、かつて一緒に業務を行った米国のエンジニア（PE, Civil）、社内の PE 保持者（2 名, Civil と Mechanical）、直属の上司（構造設計一級建築士）の計 5 名に Reference を作成していただきました。Reference も、DAPE から letter が e-mail で送付され、reference 作成後、DAPE に e-mail で直接送付するシステムでした。Reference の回答状況も DAPE Account にて確認できます。

## (6) Ethic & Regulations Questionnaire

"Code of Ethics", "By-Laws", "Delaware Professional Engineer's Act" (すべて DAPE の website にあります) から出題されます。やや迷う問題もあります。DAPE Account での申請手続きの途中に Questionnaire があり、これにパスしないと申請手続きが完了しません。

## (7) Seal

無事に登録申請が DAPE によって認められると、最後の手続きとして seal の登録と PE 登録費の支払いが必要になります。PE 登録費は DAPE Account 経由でカード払いができますが、seal はインボスシールの登録が必要ですので、インボスシールを押した書類を郵送しました。しばらくすると、DAPE Account にて登録完了が確認でき、certificate が送られてきます。また、wallet card を Account から印刷できます。

## V. 最後に

PE 試験に合格してから登録手続きを開始するまで 3 年程経っていたため、試験結果が有効かどうかも不安でしたが、JSPE からの情報や PE の方からのアドバイスを得て、何とか登録できました。これから PE 登録を目指す方には、希望の州で最近登録された方にコンタクトされることをお勧めします。それは、新しく正確な情報が得られるだけでなく、その州で最近登録されたという実績が、私が手続きを進めるにあたっての励みになったからです。

最後になりましたが、多忙な中、経歴証明書を書いていただいた Supervisor の方、Reference を書いていただいた方、大変お世話になりました。本当にありがとうございました。